

資料 8

日 薬 業 発 第 44 号
令 和 6 年 4 月 24 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫
(会 長 印 省 略)

「マイナ保険証利用促進集中取組月間」について（協力依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

マイナ保険証の利用促進に向けた積極的な対応の協力依頼につきましては、令和6年4月23日付け日薬業発第41号にてお知らせしたところであり、貴会並びに貴会会員におかれましては、日々のマイナ保険証の利用促進にご尽力いただいておりますこと、改めて御礼申し上げます。

今般、本件につきまして、武見厚生労働大臣より、積極的にポスターの掲示及びチラシの配布に取り組んでいただきたい旨の協力要請を受けましたので、お知らせいたします（別添）。

マイナ保険証は医療DXの基盤であり、本会といたしましても積極的に推進してまいりたいと考えております。

厚生労働省ホームページに掲載されているマイナンバーカードの利用率が高い薬局の取組[※]でも紹介されているように、各現場において来局者に対し丁寧な働きかけを行うことが利用促進につながります。

また、本年4月25日に開催される日本健康会議「医療DX推進フォーラム～使ってイイナ！マイナ保険証～」では、厚生労働大臣、経済産業大臣およびデジタル大臣が出席され、医療関係団体、保険者、経済界の代表者とともに「マイナ保険証利用促進宣言」を行う予定であり、これを皮切りに本年5月から7月まで「マイナ保険証利用促進集中取組月間」として総力を挙げて利用促進に取り組むこととなります。日本薬剤師会としても、政府と足並みを揃えて積極的な利用促進を行っていく所存です。

武見厚生労働大臣からの要請のとおり、本会といたしましても、各薬局においてポスターの掲示やチラシの配布の徹底を図る必要があると考えておりますので、各都道府県薬剤師会におかれましては、既発通知（令和6年4月23日付け日薬業発第41号）の周知とともに、チラシとポスターを配布・掲示いただくことにつき、積極的に貴会会員へ働きかけていただくようご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（別添）

・「マイナ保険証利用促進集中取組月間」におけるポスター、チラシの掲示・配布のお願い（厚生労働大臣 武見敬三）

※ https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011308

日本薬剤師会長 山本 信夫 様

日頃より、厚生労働行政に関し多大なるご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

マイナ保険証の利用率は、昨年5月の紐付け誤り事案の報道を契機として、8ヶ月連続して低下しました。この間、ご心配をおかけしたこと、大変申し訳なく思っております。昨年11月末までに全ての登録データについて、住民基本台帳データとの照合を完了するなど取組を進めてまいりました。引き続き、国民の皆様の不安を払拭するため、データのチェックシステムの構築など、安心してオンライン資格確認等システムをお使いいただけるよう、全力を尽くしてまいります。

ご承知のとおり、本年12月2日に健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを昨年末に決定しました。そして、本年1月以降、利用率も改善しつつあり、直近3月のマイナ保険証の利用件数は1010万件と初めて1000万件を超え、利用率は5.47%と引き続き増加傾向となっておりますが、より一層の利用促進が課題となっております。

マイナンバーカードの保険証利用に関する国民の皆様の不安を払拭し、マイナ保険証の利用を促進していくため、政府が先頭に立ち、医療界・保険者・経済界など関係団体の皆様とともに本年5月から7月までを「マイナ保険証利用促進集中取組月間」と位置づけ、できる限り多くの国民の皆さまにマイナ保険証をご利用いただくべく、取り組むこととしております。

医療界に向けた具体的な取組としては、医療機関・薬局におけるマイナ保険証利用促進のための支援金について、この期間における利用人数の増加に応じて最大10万円(病院20万円)を支給する一時金へと見直します。あわせて、この一時金の条件となっている①医療機関・薬局の窓口における新たな共通ポスターの掲示や②マイナ保険証の利用を求める新たなチラシの来院患者への配布などを呼びかけます。

貴会におかれましても、こうした取組の周知を図るとともに、各薬局において積極的にポスターの掲示及びチラシの配布に取り組んでいただくよう、各都道府県薬剤師会を通じて会員各位に働きかけていただくようお願いいたします。

医療 DX のパスポートとなるマイナ保険証の利用促進に向け、一層のご協力、よろしくお願い申し上げます。

厚生労働大臣 武見敬三